

郵政 民営化

見直すべきは
民営・分社化

非営利の郵便 ゆうちょ かんぽ 三事業一体経営こそ 全国一律サービスを 守る道です



「郵政民営化法」で 政府が約束したことは？

郵政民営化法は、①国民共有の生活基盤である郵便局ネットワークの維持②郵便局で郵便のほか、貯金、保険のサービスが確実に提供される③現行水準を維持する④万が一にも国民の利便に支障が生じないよう万全を期す⑤簡易郵便局についても万全の対応をする——ことを国民に約束しましたが、政府の約束は守られたでしょうか？



民営・分社化で サービスが低下

政府による「郵政改革に関するヒアリング」が昨年12月11日に開催され、地方自治体や消費者団体などからの意見が聴取されました。全国町村議会など地方6団体からは、「4分社化によりサービスが低下し、離島・過疎地の高齢者にとって死活問題となっている」「郵便配達員による貯金・保険サービスの提供や、ひまわりサービス（独居老人などの安否確認）が廃止された」「高齢化が進むなか、車のない住民も多数いる地域のことを考えて」などの声が出され、日本郵政(株)が高知県で行った公聴会でも「郵政事業は単に効率や利益優先でいいのか」など民営化以前のサービスに戻してほしいという切実な声が寄せられています。



郵便局も
ATMも
少なく...

【表】閉鎖が止まらない——郵便局設置数の変遷
【表】ATM設置台数の推移



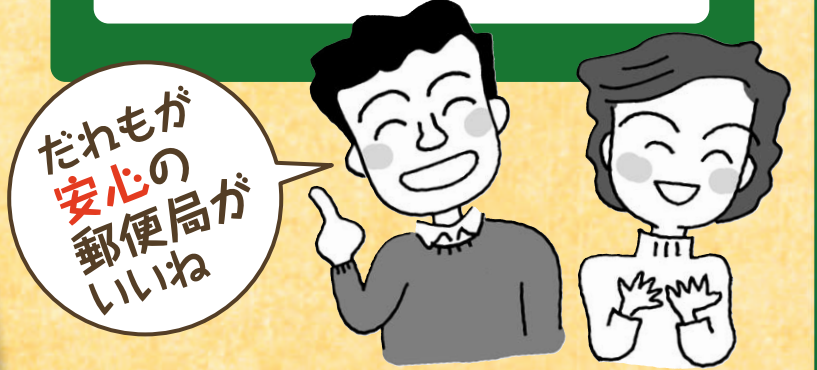
株式会社では サービス低下に 歯止めかからず



政府の閣議決定では、経営形態の見直しにふれず、「株式会社形態」とすることだけが明記されました。新たな経営形態を利益追求の株式会社形態に限定していることも問題ですが、総務大臣や日本郵政(株)社長は「将来、株式の売却」を言っており、株式を売却することは利潤本位の民間会社と同じになるということです。株主の意向と利益を守るために事業展開を行うことになり、国民サービスがいつそう切り捨てられる危険性があります。郵便局ネットワークの維持、金融・通信の全国一律サービスの義務付けと矛盾するもので、「公共の福祉の増進」とは相いれないものです。

安全・安心のサービスには 「三事業一体経営」が必要

郵政民営化によって取り払われた「郵便貯金と簡易生命保険の全国一律サービス義務の復活」が必要です。国民共有の財産である郵便局ネットワークを利潤追求の道具とするのではなく、公共の福祉の増進のために効率的に活用すべきです。郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平に提供することを法的に確保すべきで、郵便局を「地域や生活弱者の権利を保障し格差を是正するための拠点」とし、地域・住民が郵便・貯金・保険のサービスをどこでも受けられるようにするためには分社体制を見直し、郵政三事業が提供できるように政府が責任を持つ一社体制による公的事業形態をめざすことが不可欠です。



郵産労
(郵政産業労働組合)

〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2
TEL (03) 5974-0816 FAX (03) 5974-0861
E-mail: cyuou2@yusanro.or.jp
http://www.yusanro.or.jp

「民営・分社化」

郵政民営化抜本見直しの方向は？

見直しQ&A

金融のユニバーサルサービス義務と
利潤追求の株式会社は両立できません！

三事業一体経営でこそ、金融と通信の
ユニバーサルサービスは守られます！



■郵政「民営・分社化」で住民サービスは後退し、利権が横行

- 1、サービス低下の実態 2
- 2、分社化によるサービス低下も深刻です 3
- 3、新たな利権問題も明らかになっています

■郵政民営化抜本見直しQ&A

- Q 1 いまなぜ見直しですか？ 4
- Q 2 政府案は、3分社化を提案していますが？
- Q 3 総務大臣、日本郵政社長は「将来株式の売却」と言っていますが？
- Q 4 法案審議の方向は？
- Q 5 サービス低下を改善させるには？ 5
- Q 6 自治体や利用者の意見は？ 6
- Q 7 ユニバーサルサービスを保障するためには？
- Q 8 郵便事業の安定した運営のためには？
- Q 9 銀行などは「公平な競争ができない」と言いますが？ 7
- Q 10 郵貯・簡保資金の運用は？
- Q 11 ヨーロッパやアメリカで民営化が成功した例は？ 8

郵政「民営・分社化」で 住民サービスは後退し、利権

1 | サービス低下の実態

1 「郵政民営化法」が約束したことは？

郵政民営化法は、①国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークの維持②郵便局で郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供される③現行水準を維持する④万が一にも国民の利便に支障が生じないよう万全を期す⑤簡易郵便局についても万全の対応をする、ことを国民に約束しました。

2 政府の約束は守られたでしょうか？

全国郵便局長会が昨年5月に行ったアンケートでは、郵便局によせられる苦情や不満は「証明や書類などの煩雑さや郵便物の誤配・遅配、待ち時間の長さ、各種手数料の値上げ」などサービスに関係する問題が上位を占め住民サービスの後退が明らかになっています。

郵便配達の拠点となっていた集配郵便局の統廃合がもたらしたサービス低下も深刻です。郵産労神戸中央郵便局支部が実施した兵庫県内の利用者アンケートでは、7割の利用者が「土曜休日の時間外窓口の廃止で不便になった」と回答しています。また、「郵便配達が夕刊より遅くなり、毎日の配達時間が不規則になった」などの苦情も寄せられています。

簡易郵便局も、民営化初日に全国16道県で68局が一斉に閉鎖されました。簡易郵便局は、個人や農漁協、地方自治体などと委託契約を結び事業運営している「地域になくてはならない郵便局」でその46%が過疎地にあります。簡易郵便局協会は、簡易郵便局の閉鎖など減少の原因を「受託者の高齢化、民営化後の業務運営の不安、委託料等処遇面からの不安」が背景にあると分析しています。他の民間金融機関がない自治体では、住民にとって簡易郵便局の閉鎖は死活問題です。

ATMは、国・公立病院や市・村役場と出張所、デパート、コンビニ、駅や大学構内などに設置されています。「年間35,000件以上の利用」基準を設け、存続を望む利用者の声を押し切ってこの2年間で条件を満たさない撤去対象719台のうち678台を一方向的に撤去しました。また、郵便ポストからの朝一番早い収集一号便（郵便物のとりあつめ）が、コスト削減を目的に全国で約7万箇所廃止されました。また利用度の少ないポストの撤去も行われています。

が横行



2 | 分社化によるサービス低下も深刻です

郵便局会社・ゆうちょ銀行・かんぽ生命に分割した分社化が、郵便局サービス低下の主要因であることも明らかです。たとえば、ゆうちょ銀行の窓口のある郵便局では、保険金を受け取るためには郵便局会社とゆうちょ銀行の窓口を行き来しなければならなくなりました。また、分社化以前の郵便局では一人の外務職員が郵便・貯金・保険のすべてを行い、配達途中で貯金の集金や払戻しなど金融サービスを行うことが可能でした。しかし、分社化された結果、郵便配達をする郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができなくなり、利用者のみなさんが不便を強いられています。さらに、郵便局に寄せられた苦情がたらいまわしされています。

分社化による弊害は、それだけではありません。郵便事業会社・ゆうちょ銀行・かんぽ生命会社は、郵便局会社に業務委託するため「委託手数料」や「消費税」など新たな負担が発生し、2007年度だけでも三社で2200億円以上の支出となっています。この「新たな負担」は、三事業一体経営であれば支払う必要のないお金です。

3 | 新たな利権問題も明らかになっています

昨年は、「かんぽの宿」の売却問題など国民の財産を「食べ物」にする事態が次つぎと明らかになりました。2400億円もかけて建設した国民の財産である「かんぽの宿」が、100億円余りで「たたき売り」されようとした相手は、規制緩和の旗振り役だった宮内義彦氏が会長を務めるオリックス・グループでした。また、郵貯カード事業との提携で利益をあげたのは、日本郵政西川善文社長(当時)の出身銀行の三井住友グループでした。このような新たな利権の解明も重要です。

郵政民営化抜本見直し Q&A

Q1 いまなぜ見直しですか？

A1 民営化を推進した小泉純一郎元首相は、「郵便局は減らさない」「国民へのサービスは維持する」と公言し、「むしろサービスをよくするための民営化だ」と強調しました。しかし、民営・分社化がもたらしたものは、①国民サービスの後退②国民共有の財産を食い物にする「新しい利権」でした。また、郵政民営化見直しを掲げる政党の議員が国会の多数派となったもつで、12月4日に閉会された臨時国会で「郵政民営化凍結法案」が成立するなど、郵政民営化の見直しが国民多数の声となっています。

Q2 政府案は、3分社化を提案していますが？

A2 政府が閣議決定した基本方針では、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の基本的サービスについて「法的に担保できる措置を講じる」としています。しかし金融サービスの担保と株式会社形態の維持とは両立できるものではありません。また、「公共の福祉の増進」と株式会社形態とは相いれないもので、ユニバーサルサービスの提供、郵便局ネットワークの維持とも矛盾します。また分社化は、その弊害も明らかのようにサービス低下の最大の原因になっています。民営化は、ゆうちょ銀行・かんぽ生命が全国あまねく公平にサービス提供する義務を廃止し、もうからない地域、儲からない郵便局から撤退することができるように法律の規制をとりはらいました。これでは、弊害や無駄を排した効率的な事業運営とはならず、将来にわたって基礎的な金融サービスを保障することはできません。国民本位の見直しの基本は、一社体制による公的事業形態をめざす方向こそ大きな意義があります。

Q3 総務大臣・日本郵政社長は「将来株式の売却」と言っていますが？

A3 政府の閣議決定では、「経営形態の見直し」の具体案にはふれず、「株式会社形態」とすることだけが明記されました。新たな経営形態を、利益を追求する株式会社形態に限定していることも問題ですが、株式を売却することは利潤本位の民間会社と同じになるということです。株式会社では、株主の意向と利益を守るために事業展開を行うことになり、国民サービスが切り捨てられる危険性があります。それはまた、郵便局ネットワークの維持、金融・通信のユニバーサルサービスの義務付けと矛盾し、「公共の福祉の増進」とは相いれないことを意味します。

Q4 法案審議の方向は？

A4 民主・社民・国民新党の連立与党は、昨年臨時国会に「郵政民営化凍結法案」とともに郵政民営化の見直しの基本方針である「郵政改革基本法案」を提出する予定でしたが、2010年の通常国会に先送りされました。その背景には、連立与党内に見直しの内容に対する意見の対立があります。

法案審議では、第一のポイントとして「金融のユニバーサルサービス義務と利潤追求の株式会社は両立できない」点があげられます。持ち株会社・郵便事業会社・郵便局会社を一社に統合することは、与党内でもすでに合意されています。第二のポイントは、ゆうちょ銀行・かんぽ生命も含めた一社体制までの見直しを行えるかどうかです。分社化によって生じたサービス低下は、「一社体制への見直し」でなければ回復することは困難です。法案審議の方向は、この二つに対して、国民世論がどちらを支持するかにかかっています。

Q5 サービス低下を改善させるには？

A5 郵政事業が果たしている役割と利用者が受けるサービスなど国民の権利をさらに明確にし、郵便局ネットワークを国民共有の財産として「地域や生活弱者の権利を保障し格差を是正するための拠点」とすべきです。また、地域・住民のみなさんが郵便・貯金・保険のサービスを全国のどこでも一体的に受けられるようにするためには、分社体制を見直し、政府が責任を持ち郵政三事業のサービスが提供できるように一社体制による公的事業形態をめざすことが不可欠です。

閉鎖がとまらない……郵便局設置数の変遷

調査年月	一時閉鎖局数(簡易局対比)	簡易郵便局(全局対比)	年度末時点の設置局総数	備考
2004年 4月	71(1.6)	4501(18.2)	24,715(2003年度末)	閉鎖局数は変動
2006年12月	299(6.8)	4399(17.8)	24,631(2005年度末)	〃
2007年10月	424(9.9)	4299(17.5)	24,574(2006年度末)	〃
2008年 3月	438(11.4)	3858(16.0)	24,540(2007年度末)	〃
2009年 3月	473(12.0)※	3939(16.1)	24,539(2008年度末)	〃

※121局で渉外社員が出張サービスを実施しているところを含みます

ATM設置台数の推移

年度末	2003年度末	2004年度末	2005年度末	2006年度末	2007年度末	2008年度末
局外台数	2,873	2,869	2,564	2,226	2,156	2,154
総台数	26,483	26,519	26,297	26,103	26,089	26,136



Q6 自治体や利用者の意見は？

A6

政府による「郵政改革に関するヒアリング」が、2009年12月11日に開催され、地方自治体・消費者団体・利用者などから意見が聴取されました。全国知事会をはじめ地方議会関係者からの発言では「4分社化によりサービスが低下し、離島・過疎地の高齢者にとって死活問題となっている。地域・住民のよりどころだった郵便局にもどしてほしい」「郵便配達員による貯金・保険サービスの提供や、ひまわりサービス(独居老人などの安否確認の声かけ)が廃止された。復活してほしい」「高齢化が進むなか、車のない住民も多数いる地域を考えて」など切実な声が出されました。日本郵政が行った高知県の公聴会では、「郵政事業は単に効率や利益優先でいいのか」「地域に不可欠のライフライン」「郵政三事業一体の運営を」など①金融の全国一律サービスなど公共性重視②著しいサービス後退の改善③三事業一体経営の復活を求める声が圧倒的多数でした。

Q7 ユニバーサルサービスを保障するためには？

A7

「郵政民営化によって取り払われた、郵便貯金と簡易生命保険のユニバーサルサービス義務の復活」が必要です。国民共有の財産である郵便局ネットワークの役割として、郵便・郵便貯金・簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平に提供することを法的に確保することが必要です。また、「分社化の見直し」も重要です。三事業一体で経営されていた郵政事業は、4分社化されたことによりサービスの一体的な提供ができなくなりました。「見直し」では、分社化をやめ一社体制に戻すべきで、国民共有の財産である郵便局ネットワークを「利潤追求の道具」ではなく公共の福祉の増進のために効率的に活用すべきです。

Q8 郵便事業の安定した運営のためには？

A8

郵便事業は、携帯電話の普及や宅配業者のメール便への参入で減少が言われています。郵便は、安い料金で誰でもが気軽に利用でき、全国くまなく安全確実に届けることができる記録性のある通信手段として他の通信手段には代わることができない特質があります。加えて、第三種・第四種郵便制度により文化・教育の普及や福祉サービス等の提供、阪神大震災など「災害時の無料郵便」の対応でも明らかのように単なる儲けを目的とする事業ではありません。

ユニバーサルサービスを維持し発展させるためには、安定的な収入構造を確保することが求められます。そのためには、民間宅配業者と競合する250グラム以下の葉書と封書を信書と規定することを明確にし、民間業者の“いいとこどり”を法的に規制する必要があります。

さらに、「各種別・サービス別の原価計算」を公表し、大企業や大口利用者を優遇する料金体系の抜本の見直しも重要な課題であり、その議論と決定を国会で行う仕組みが必要です。



Q9 銀行などは、「公平な競争ができない」と言いますが？

A9 銀行など民間金融機関は、利潤追求のために儲からない地域から次々と店舗を撤退させ、農協・漁協の統廃合もすすめられています。そのため、全国で郵便局以外に金融機関がない地域が拡大され、金融サービスが大きく後退しています。利潤追求を第一義とする民間金融機関では、預貯金と公共料金の納入や年金の支払いなどの機能をあわせもつ基本的な金融サービスを全国で提供することは不可能です。ところが銀行など民間金融機関は、ゆうちょ銀行・かんぽ生命を政府が責任を持つ会社とすることに対しては「民業圧迫で公平な競争ができない」と言っています。

しかし、株式が凍結され、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の事業が営利を目的としない公益事業として展開することは、「採算上不可能な地域にも郵便局を配置してサービスを提供する義務があり」「サービスの対象は原則個人で、預金の受け入れは効率性に乏しい小口に限られます」「国民に必要な最低限の金融サービスを全国くまなく提供する役割を課されています」。そのための負担は、三事業一体経営による経済性を考えても銀行より郵便貯金の方が明らかに大きいといえます。「民業圧迫」などという財界、銀行などの言い分は、まったく的はずれなものです。

Q10 郵貯・簡保資金の運用は？

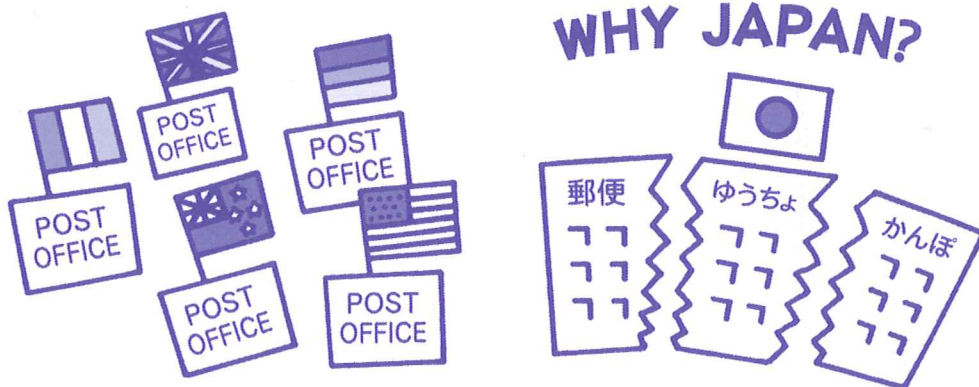
A10 諸外国の郵政事業と比較すると、日本ほど大きな生命保険事業を持つ国はどこにもありません。また、個人金融資産にたいする郵便貯金の占める割合も非常に大きい特徴があります。「郵貯・簡保資金の約290兆円は、郵貯が80%、簡保も66%を国債・金融債等のリスクの多い金融商品に運用」しています。

リスク商品をはじめとする資金運用(自主運用)では、国民生活に必要な公共性のある部分にお金をまわすことはできません。小泉「構造改革」が拡大した貧困と格差社会を是正するためには、国民の生活を支える公的金融の民主的な活用が求められています。郵貯・簡保資金の全額自主運用をやめ、国会内に「公共資金運用委員会」(仮称)を設置し運用計画を策定すべきだと考えます。また、郵貯・簡保資金は国民生活を守るための公的資金とし、地方経済・中小企業・国民生活を重点に住宅・福祉・医療施設などの資金として活用すべきです。開発や大企業優先、無駄を公共事業への資金運用をなくすためには、監視委員会の設置も必要です。

Q11 ヨーロッパやアメリカで民営化が成功した例は？

A11 イギリスでは、ロイヤルメールが金融のユニバーサル・サービスを求める声に押され民間金融機関と「ユニバーサルバンクサービス」協定を締結し、郵便局ネットワークに依拠した郵便貯金銀行をめざしています。ドイツでは、ドイツポストが郵便事業の完全自由化を見送り、ポストバンクを買収・統合しました。フランスでは、預金、投資、保険事業を担うポスト銀行を設立しました。ニュージーランドでは、郵貯復活を求める国民の声に押され、ニュージーランドポストの100%子会社として「キウイバンク」(郵貯)を設立しました。

世界では、郵政事業を公共事業として復活させる動きが顕著です。また、アメリカは、2003年7月31日に開催された大統領の郵政公社諮問委員会で「ユニバーサル維持は国営でしかできない」とする報告書をまとめ、公社のままで全国一律サービスを維持する方針を決定しています。



「郵政民営化見直し法案」が、通常国会に提出されようとしています。問題は、誰の利益のために、どのような「見直し」を行うかです。

ポイントの第一は、「4分社化の見直し」です。三事業一体で経営されてきた郵政事業が、民営化により4会社に分社化されたためサービスの一体的な提供ができなくなり、郵便局ネットワークの存続も危うくなりました。分社化をやめ「一社体制」に戻すべきです。

第二は、「ゆうちょ・かんぽユニバーサルサービス義務の復活」です。第三が、「経営の目的」の見直しです。国民生活に不可欠な国民共有のインフラとして築きあげられてきた郵便局ネットワークを、利潤追求の道具とするのではなく「公共の福祉の増進」のために活用することを経営の目的とするべきです。そのためには、一社体制の公的事業体とする以外にありません。

国民本位の見直しを実現していくかどうかは、利用者・国民の要求と共同の運動の前進にかかっています。みなさん一緒に、国民本位の見直しを実現しましょう。

全労連公務部会

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 TEL 03-5842-5639 FAX 03-5942-5640

郵政産業労働組合

〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2 TEL 03-5974-0816 FAX 03-5974-0861 mail: mail@yusanro.or.jp

<http://www.yusanro.or.jp/>